

第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 KHKS 1800-1(2010) 平成 22 年 6 月 30 日制定

本出版物は、「第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 KHKS 1800-1(2010)」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

なお、本出版物に収録される他の 2 指針(KHKS 1802-1 及び 1804-1)については、高圧ガス規格委員会における審議の結果により改正はせず内容確認のみとなりました。

新	旧
<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 KHKS 1800-1(2016)</p> <p>(略)</p> <p>2.1 保安規則等</p> <p>コンビナート等保安規則、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、容器保安規則、特定設備検査規則及びこれらに基づく告示、例示基準及び高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 KHKS 1800-1(2010)</p> <p>(略)</p> <p>2.1 保安規則等</p> <p>コンビナート等保安規則、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、容器保安規則、特定設備検査規則及びこれらに基づく告示、例示基準及び高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) <u>(平成 19 年 7 月 1 日付け 平成 19・06・18 原院第 2 号)</u>。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 解 説</p> <p><u>この解説は、基準に規定・記載した事柄を説明するものであり、規格の一部ではない。</u></p> <p>1 制定の趣旨 (略)</p> <p>2 確認、改正の趣旨及び経緯</p> <p>a) 2016年 2.1 保安規則等において、<u>高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）のみ、制定年が記載されていたが、省令等の記載にあわせ、これを削除した</u></p> <p>(略)</p> <p>3 危害予防規程に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>4 4.1.4 保安統括者及び保安責任者の選任について (略)</p> <p>5 4.1.6 製造担当部門以外の保安担当者の選任について (略)</p> <p>6 4.5.2 (規定類)の制定の方法等について (略)</p> <p>7 4.5.3 (規定類)の対象及び重点について (略)</p> <p>8 4.7 保安査察について (略)</p> <p>9 5.3 保安主任者、保安係員及びこれらの代理者の職務について (略)</p> <p>10 5.3.1 製造施設及び製造の方法の管理について (略)</p> <p>11 協力会社の保安管理について (略)</p>	<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 解 説</p> <p>(追加)</p> <p>1 制定の趣旨 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>2 危害予防規程に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>3 4.1.4 保安統括者及び保安責任者の選任について (略)</p> <p>4 4.1.6 製造担当部門以外の保安担当者の選任について (略)</p> <p>5 4.5.2 (規定類)の制定の方法等について (略)</p> <p>6 4.5.3 (規定類)の対象及び重点について (略)</p> <p>7 4.7 保安査察について (略)</p> <p>8 5.3 保安主任者、保安係員及びこれらの代理者の職務について (略)</p> <p>9 5.3.1 製造施設及び製造の方法の管理について (略)</p> <p>10 協力会社の保安管理について (略)</p>

12 6.3 保安に関する技術について
(略)

13 8.8.2 施設の安全審査等について
(略)

14 12.4 運転に係る協力会社について
(略)

11 6.3 保安に関する技術について
(略)

12 8.8.2 施設の安全審査等について
(略)

13 12.4 運転に係る協力会社について
(略)

第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針 KHKS 1801-1(2010) 平成 22 年 6 月 30 日制定

本出版物は、「第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針 KHKS 1801-1(2010)」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

新	旧
<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針 KHKS 1801-1(<u>2016</u>)</p> <p>(略)</p> <p>2.1 保安規則等</p> <p>コンビナート等保安規則、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、容器保安規則、特定設備検査規則及びこれらに基づく告示、例示基準及び高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針 KHKS 1801-1(<u>2010</u>)</p> <p>(略)</p> <p>2.1 保安規則等</p> <p>コンビナート等保安規則、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、容器保安規則、特定設備検査規則及びこれらに基づく告示、例示基準及び高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) <u>(平成 19 年 7 月 1 日付け 平成 19・06・18 原院 第 2 号)</u>。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針 解 説</p> <p>この解説は、基準に規定・記載した事柄を説明するものであり、規格の一部ではない。</p> <p>1 制定の趣旨 (略)</p> <p>2 確認、改正の趣旨及び経緯</p> <p>a) 2016年 2.1 保安規則等において、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規) のみ、制定年が記載されていたが、省令等の記載にあわせ、これを削除した</p> <p>(略)</p> <p>3 保安教育計画に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>4 8.2.3 製造又は取り扱う高圧ガスに関する技術及び 8.3.5 当該施設における製造設備の保安技術の安全解析手法に関する事項について (略)</p> <p>5 8.7 防災関係者の教育訓練について (略)</p> <p>6 9 協力会社従業員の教育訓練について (略)</p>	<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針 解 説</p> <p>(追加)</p> <p>1 制定の趣旨 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>2 保安教育計画に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>3 8.2.3 製造又は取り扱う高圧ガスに関する技術及び 8.3.5 当該施設における製造設備の保安技術の安全解析手法に関する事項について (略)</p> <p>4 8.7 防災関係者の教育訓練について (略)</p> <p>5 9 協力会社従業員の教育訓練について (略)</p>

第一種製造者 特定の事業所用 東南海・南海地震防災規程の指針 KHKS 1803-1(2010) 平成 22 年 6 月 30 日制定

本出版物は、「第一種製造者 特定の事業所用 東南海・南海地震防災規程の指針 KHKS 1803-1(2010)」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

新	旧
<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 <u>南海トラフ</u>地震防災規程の指針 KHKS 1803-1(2016)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>3 <u>南海トラフ</u>地震防災規程の目的等</p> <p>3.2 <u>南海トラフ</u>地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>序文</p> <p>この指針は、高圧ガス保安法(以下「法」という。)に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、<u>南海トラフ</u>地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「<u>南海トラフ</u>地震法」という。)に関連する<u>南海トラフ</u>地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)に係る措置に関する事項等(以下「<u>南海トラフ</u>地震防災規程」という。)に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、対策計画の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p>従って、各事業者は、この指針を参考に各事業所の実状や実態に則した<u>南海トラフ</u>地震防災規程とするよう、自らの責任において必要な見直し、追加等を行った上で制定又は変更しなければならない。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>この指針で用いる用語の定義は、法、<u>南海トラフ</u>地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p> <p>2.1</p> <p>地震防災細則</p> <p>当該事業所において、<u>南海トラフ</u>地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したもの。</p>	<p style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 <u>東南海・南海</u>地震防災規程の指針 KHKS 1803-1(2010)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>3 <u>東南海・南海</u>地震防災規程の目的等</p> <p>3.2 <u>東南海・南海</u>地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>序文</p> <p>この指針は、高圧ガス保安法(以下「法」という。)に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、<u>東南海・南海</u>地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「<u>東南海・南海</u>地震法」という。)に関連する<u>東南海・南海</u>地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)に係る措置に関する事項等(以下「<u>東南海・南海</u>地震防災規程」という。)に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、対策計画の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p>従って、各事業者は、この指針を参考に各事業所の実状や実態に則した<u>東南海・南海</u>地震防災規程とするよう、自らの責任において必要な見直し、追加等を行った上で制定又は変更しなければならない。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>この指針で用いる用語の定義は、法、<u>東南海・南海</u>地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p> <p>2.1</p> <p>地震防災細則</p> <p>当該事業所において、<u>東南海・南海</u>地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したもの。</p>

新	旧																
<p>3 南海トラフ地震防災規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p> <p>法及び<u>南海トラフ地震法</u>に基づき、<u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u>(以下「推進地域」という。)における当該事業所の津波に係る地震防災対策に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>3.2 <u>南海トラフ地震防災規程</u>に掲げるべき事項</p> <p style="text-align: center;">表 1－保安規則の規定事項と対応する箇条等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保安規則に定められた事項</th> <th style="text-align: center;">この指針のうち該当する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>南海トラフ地震</u>に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td style="text-align: center;">4.</td> </tr> <tr> <td><u>南海トラフ地震</u>に係る防災訓練に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5 b)</td> </tr> <tr> <td><u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5 a)及び 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地震防災に係る教育訓練</p> <p>次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p> <p>a) 地震・津波に関する知識、<u>南海トラフ地震法</u>及び同法施行令、<u>南海トラフ地震防災規程</u>及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育</p> <p>7 地震防災に係る保安企画推進員等の職務</p> <p>保安企画推進員は、保安責任者の協力を得て<u>南海トラフ地震防災規程</u>を作成し地震防災細則の作成に参画する。これらの実施については、保安責任者が行い保安企画推進員が推進する。</p> <p>8 この規程の制定又は変更</p> <p>事業者は、この<u>南海トラフ地震防災規程</u>を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出る。その届け出をした<u>南海トラフ地震防災規程</u>の写しを市町村長に送付するものとする。(以下、略)</p>	保安規則に定められた事項	この指針のうち該当する項目	<u>南海トラフ地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	4.	<u>南海トラフ地震</u> に係る防災訓練に関する事項	5 b)	<u>南海トラフ地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	5 a)及び 6	<p>3 東南海・南海地震防災規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p> <p>法及び<u>東南海・南海地震法</u>に基づき、<u>東南海・南海地震防災対策推進地域</u>(以下「推進地域」という。)における当該事業所の津波に係る地震防災対策に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>3.2 <u>東南海・南海地震防災規程</u>に掲げるべき事項</p> <p style="text-align: center;">表 1－保安規則の規定事項と対応する箇条等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保安規則に定められた事項</th> <th style="text-align: center;">この指針のうち該当する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東南海・南海地震</u>に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td style="text-align: center;">4.</td> </tr> <tr> <td><u>東南海・南海地震</u>に係る防災訓練に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5 b)</td> </tr> <tr> <td><u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5 a)及び 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地震防災に係る教育訓練</p> <p>次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p> <p>a) 地震・津波に関する知識、<u>東南海・南海地震法</u>及び同法施行令、<u>東南海・南海地震防災規程</u>及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育</p> <p>7 地震防災に係る保安企画推進員等の職務</p> <p>保安企画推進員は、保安責任者の協力を得て<u>東南海・南海地震防災規程</u>を作成し地震防災細則の作成に参画する。これらの実施については、保安責任者が行い保安企画推進員が推進する。</p> <p>8 規程の制定又は変更</p> <p>事業者は、この<u>東南海・南海地震防災規程</u>を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出る。その届け出をした<u>東南海・南海地震防災規程</u>の写しを市町村長に送付するものとする。(以下、略)</p>	保安規則に定められた事項	この指針のうち該当する項目	<u>東南海・南海地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	4.	<u>東南海・南海地震</u> に係る防災訓練に関する事項	5 b)	<u>東南海・南海地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	5 a)及び 6
保安規則に定められた事項	この指針のうち該当する項目																
<u>南海トラフ地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	4.																
<u>南海トラフ地震</u> に係る防災訓練に関する事項	5 b)																
<u>南海トラフ地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	5 a)及び 6																
保安規則に定められた事項	この指針のうち該当する項目																
<u>東南海・南海地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	4.																
<u>東南海・南海地震</u> に係る防災訓練に関する事項	5 b)																
<u>東南海・南海地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	5 a)及び 6																

新	旧
<p data-bbox="286 204 987 272" style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 <u>南海トラフ地震防災規程の指針</u> 解 説</p> <p data-bbox="181 325 1115 352"><u>この解説は、基準に規定・記載した事柄を説明するものであり、規格の一部ではない。</u></p> <p data-bbox="159 405 315 432">1 制定の趣旨</p> <p data-bbox="159 445 1115 592">東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「東南海・南海地震法」という。）の規定により、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、対策計画を作成しなければならないこととなっている。（以下、略）</p> <p data-bbox="159 644 483 671">2 確認、改正の趣旨及び経緯</p> <p data-bbox="159 686 1115 914">a) <u>2016年の改正</u> 東南海・南海地震法の改正に伴い、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年12月26日省令第65号）において、一般高圧ガス保安規則等の条文中に記載されていた、東南海・南海地震法の法律名が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改められた。このことを受け、この基準中で該当する法律名を改めた。</p> <p data-bbox="159 967 748 994">3 南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則について</p> <p data-bbox="159 1008 1115 1358">a) <u>南海トラフ地震防災規程</u>に基づく津波に係る地震防災対策に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。 b) <u>南海トラフ地震防災規程</u>の内容は法及び南海トラフ地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。 c) <u>南海トラフ地震防災規程</u>及び地震防災細則は、都府県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。従って、この規程及び地震防災細則の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。（以下、略）</p>	<p data-bbox="1249 204 1968 272" style="text-align: center;">第一種製造者 特定の事業所用 <u>東南海・南海地震防災規程の指針</u> 解 説</p> <p data-bbox="1155 325 1223 352">（追加）</p> <p data-bbox="1144 405 1301 432">1 制定の趣旨</p> <p data-bbox="1144 445 2078 552">東南海・南海地震法の規定により、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、対策計画を作成しなければならないこととなっている。（以下、略）</p> <p data-bbox="1144 644 1256 671">2 （新規）</p> <p data-bbox="1144 967 1756 994">2 東南海・南海地震防災規程及び地震防災細則について</p> <p data-bbox="1144 1008 2078 1358">a) <u>東南海・南海地震防災規程</u>に基づく津波に係る地震防災対策に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。 b) <u>東南海・南海地震防災規程</u>の内容は法及び東南海・南海地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。 c) <u>東南海・南海地震防災規程</u>及び地震防災細則は、都府県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。従って、この規程及び地震防災細則の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。（以下、略）</p>

新	旧
<p>d) <u>南海トラフ地震防災規程</u>の作成に当たっては、<u>南海トラフ地震法</u>に基づく津波に係る地震防災対策に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p> <p>4 <u>南海トラフ地震法</u>における地震防災について この指針で用いる用語の定義は、(2 用語の定義)によるが、<u>南海トラフ地震法</u>において、“地震防災”とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。と定義されている。</p> <p>5 地震防災に係る教育訓練について 6 地震防災に係る広報について 7 地震防災に係る保安統括者等の職務について 8 地震発生時の措置について 地震が発生したときの措置については、(4 津波からの円滑な避難)を除き、危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。 <u>南海トラフ地震法</u>の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること、また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、<u>南海トラフ地震</u>発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講じることとなる。 従って、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても<u>南海トラフ地震</u>が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p>	<p>d) <u>東南海・南海地震防災規程</u>の作成に当たっては、<u>東南海・南海地震法</u>に基づく津波に係る地震防災対策に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p> <p>3 <u>東南海・南海地震法</u>における地震防災について この指針で用いる用語の定義は、(2 用語の定義)によるが、<u>東南海・南海地震法</u>において、“地震防災”とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。と定義されている。</p> <p>4 地震防災に係る教育訓練について 5 地震防災に係る広報について 6 地震防災に係る保安統括者等の職務について 7 地震発生時の措置について 地震が発生したときの措置については、(4 津波からの円滑な避難)を除き、危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。 <u>東南海・南海地震法</u>の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること、また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、<u>東南海・南海地震</u>発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講じることとなる。 従って、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても<u>東南海・南海地震</u>が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p>